

熊本市立金峰山自然の家運営協議会の公募委員の選考に関する要綱

制定 令和4年6月9日教育次長決裁

改正 令和5年3月30日教育長決裁

改正 令和7年4月1日地域教育推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市立金峰山自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）の委員を公募により選任するため、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 協議会の公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、1人とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、熊本市立金峰山自然の家運営協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、教育総務部長を、委員には委員長の指名する地域教育推進課主査級以上の職員をもって充てる。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 公募方法に関すること。
- (2) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (3) 応募資格に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公募委員の選考に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、地域教育推進課とする。

(選考手続)

第8条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考にあたっては、別に定める選考基準に基づき審査を行う。

(選考後の手続)

第9条 委員長は、候補者を教育長に報告するものとする。

- 2 教育長は前項の候補者に対し、協議会の委員就任についての同意を得るものとする。
- 3 前項の候補者が辞退した場合には、次の点の者を候補者として繰り上げるものとする。この場合において

て、同項の規定は、当該繰り上げた候補者について準用する。

- 4 教育長は、前3項の手續の後、同意を得た候補者を委員として任用するものとし、他の応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。